

(5) 女性の就労状況

本県の労働力率を年齢階層別にみると、結婚出産期に当たる30歳代前半で女性の労働力率が一旦低下しており、離職する女性が多いことが示されています。また、30代後半以降の世代では全国平均を上回っています。

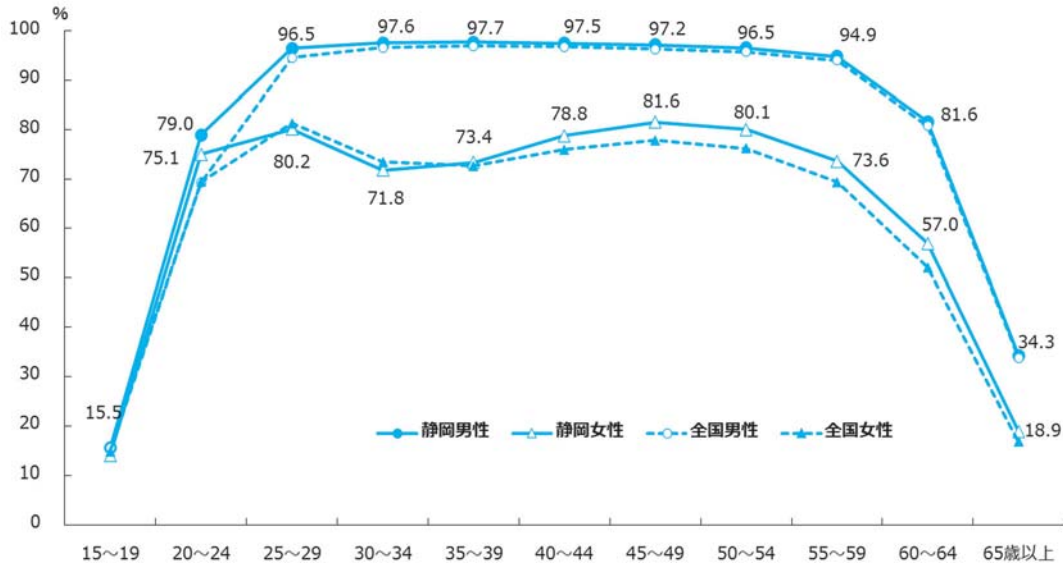


図 2.9 女性の年齢階級別労働力率の推移

(出典：総務省「国勢調査」)

※労働力率：15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全就業者）の割合

(6) 仕事と生活の調和

仕事、家事、育児の時間では、すべての項目で男女差がありますが、特に家事時間に大きな違いがあります。共働き世帯が増加する中、全国的にも女性の仕事時間が増加し、家事時間が減少傾向にあります。依然として男女間で大きく乖離しています。

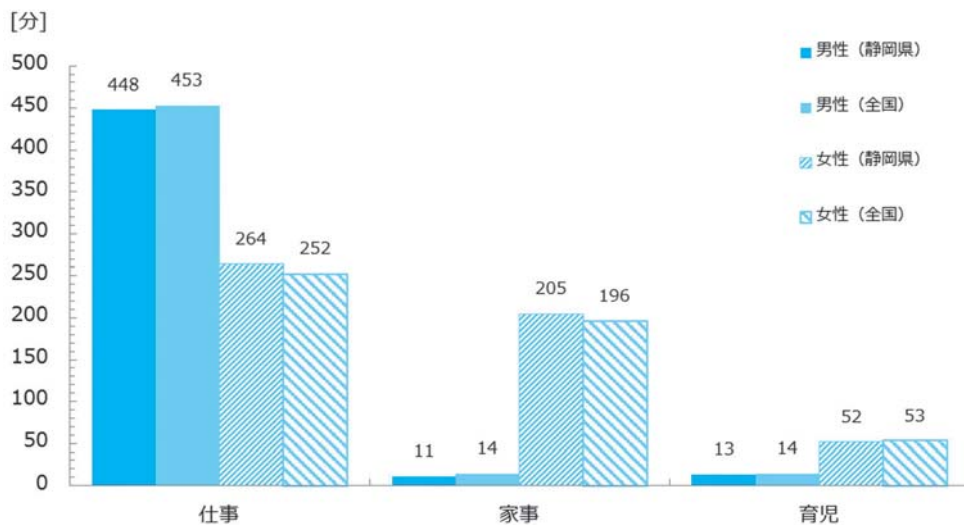


図 2.10 子どもがいる共働き世帯の1日あたりの家事、育児、仕事時間

(出典：総務省「社会生活基本調査」)

「男は仕事、女は家庭・育児」という役割分担意識では、反対派は、男性 59.1%に対し、女性 67.4%と、男性よりも、女性の方が、反対派が多く、賛成派が少ない結果となっています。

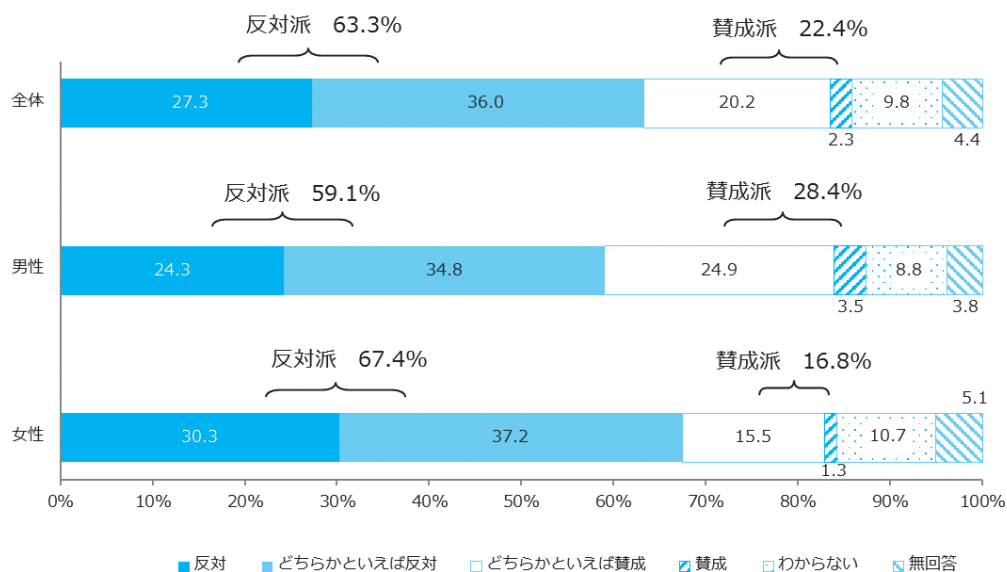


図 2.11 「男は仕事、女は家庭・育児」という役割分担意識  
(出典：県男女共同参画課「静岡県の男女共同参画に関する県民意識調査」)

育児休業取得率は、男女とも、増加傾向にあるものの、平成 30 年度には、女性の取得率が 96.0%であるのに対して、男性は 8.7%と低い状況です。

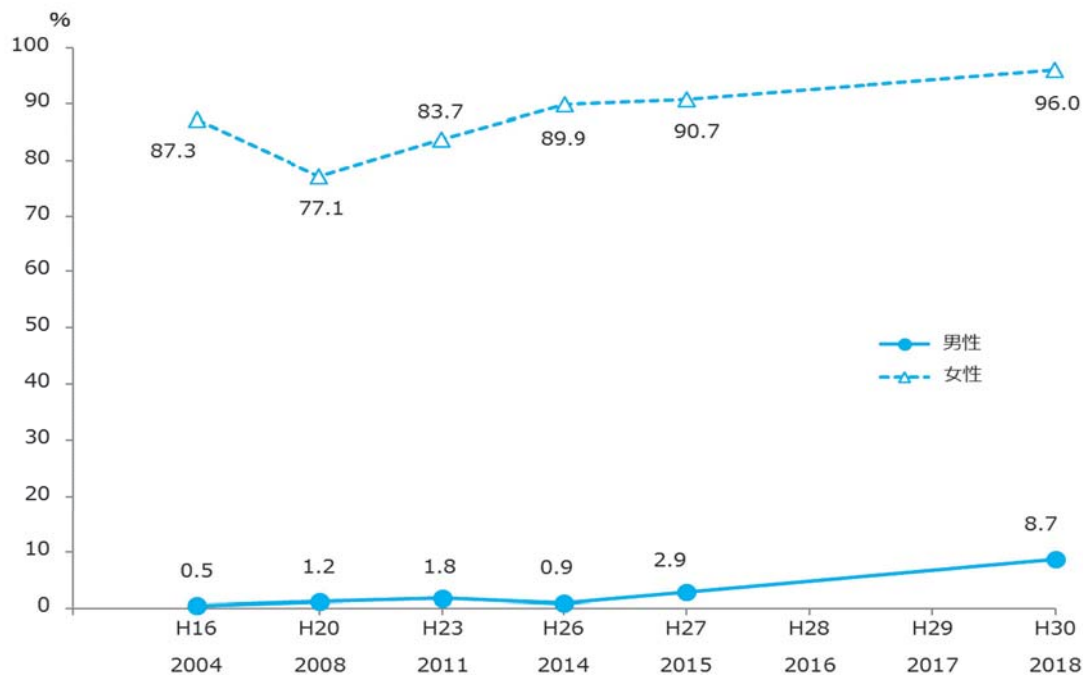


図 2.12 育児休業取得率の推移  
(出典：厚生労働省「雇用均等基本調査」、県労働政策課調べ)  
※H28・H29 は調査未実施のためデータなし

男性が育児休業を取得することについて、取ったほうがよいと考える人の割合は、男性・女性ともに7割を超えています。

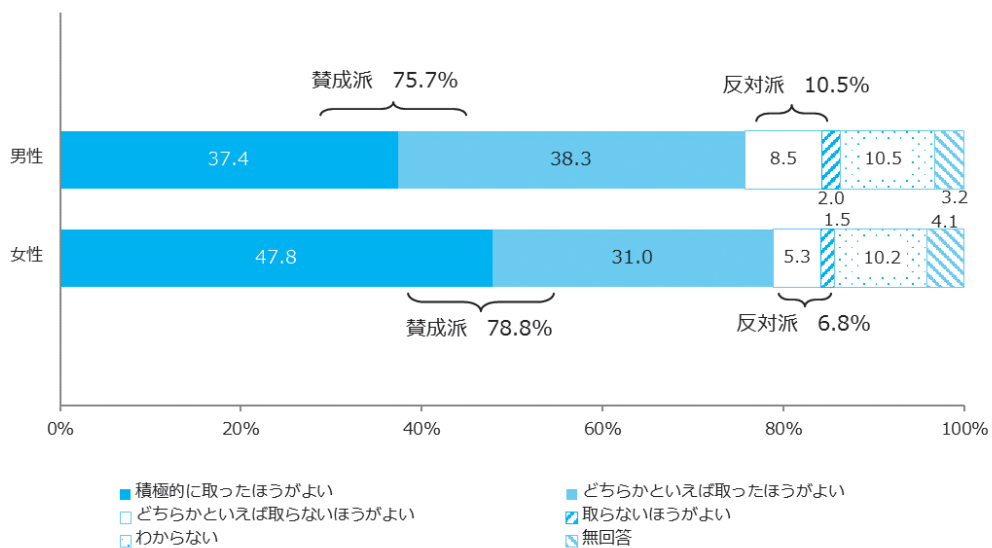


図 2.13 男性が育児休業を取得することについて  
 (出典：県男女共同参画課「静岡県の男女共同参画に関する県民意識調査」)

## (7) 待機児童の発生

子ども・子育て支援制度が施行された平成 27 年をピークに、保育所等利用待機児童数は減少傾向となっています。また、待機児童のうち、3歳未満児の割合は、毎年9割を越え、高い状況が続いています。(図 2.14)

また、放課後児童クラブは、共働き世帯の増加などにより需要が高まり、登録児童数が増えています。定員の拡大や職員の確保が追いつかないこと、定員に余裕があっても希望する学区の受入枠と合わないことにより、近年の待機児童数は横ばいの状況であり、解消されていません。(図 2.15)

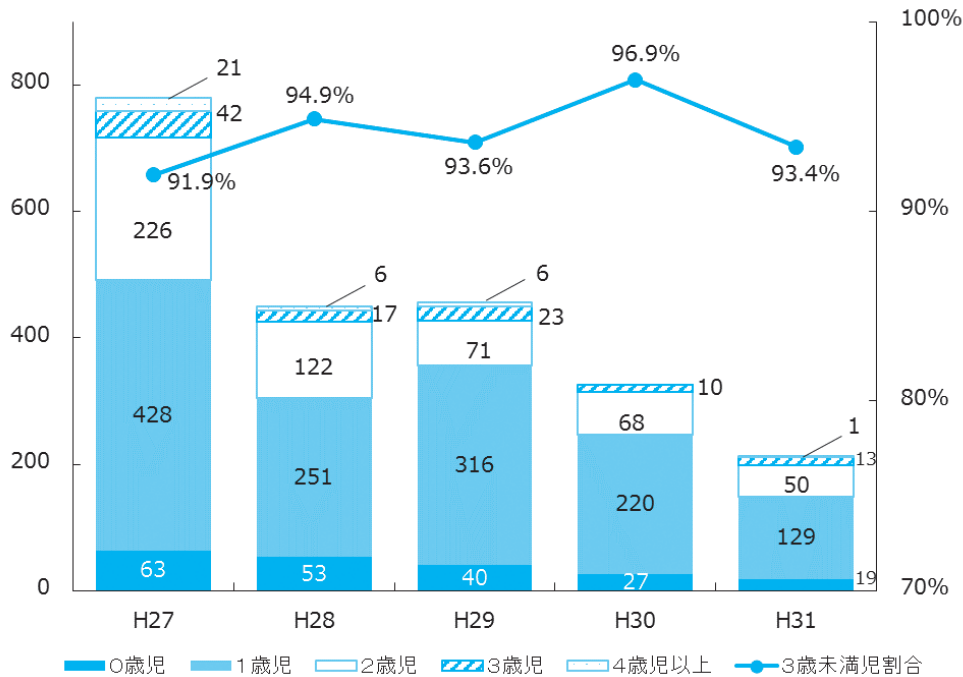


図 2.14 静岡県における認可保育所等利用待機児童数  
(静岡県子ども未来課調べ) ※各年 4 月 1 日時点

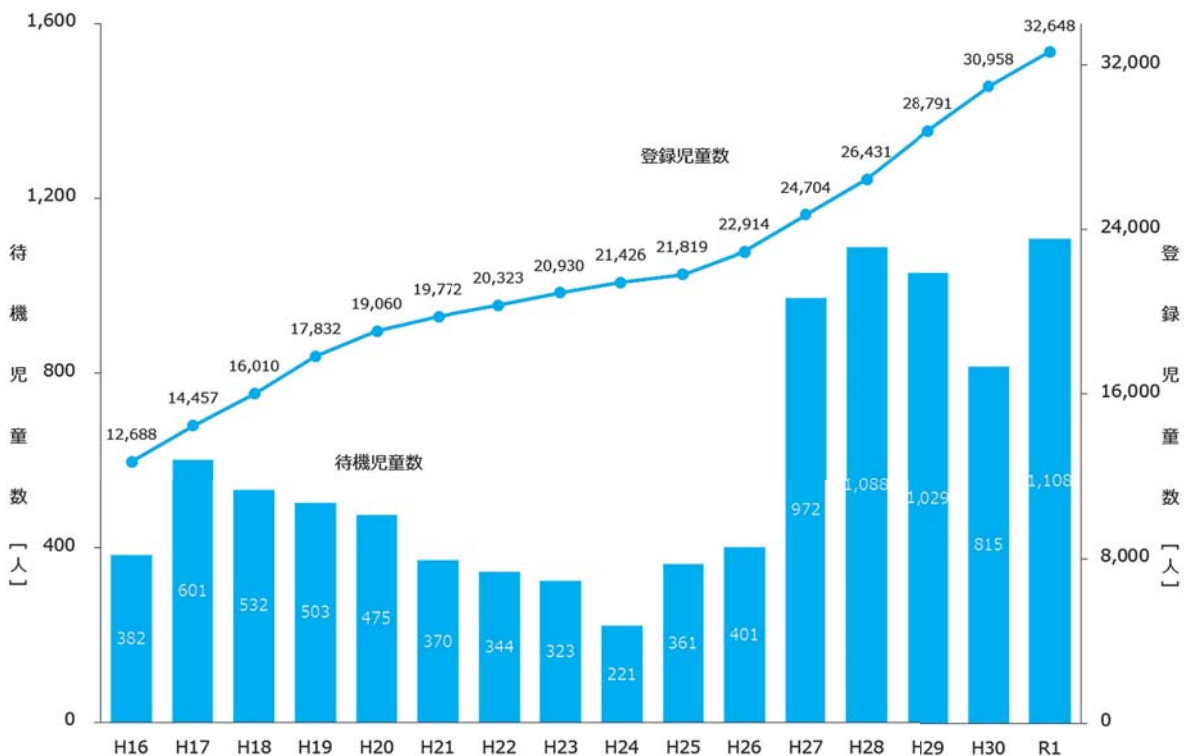


図 2.15 静岡県における放課後児童クラブの登録児童数と待機児童数の年次推移  
(出典：厚生労働省「放課後児童クラブ実施状況調査」、各市町回答) ※各年 5 月 1 日時点

## (8) 特別な支援を必要とする子ども

子育てをめぐる状況は厳しく、悩みを抱えながら子育てを行っている人々があり、社会環境がめまぐるしく変化していく中で、児童虐待の発生件数は年々増加しています。

児童相談所における児童虐待相談件数の推移をみると、本県では、平成2年度にはわずか26件であったものが、毎年急激な増加を続け、平成30年度には、2,911件となりました。

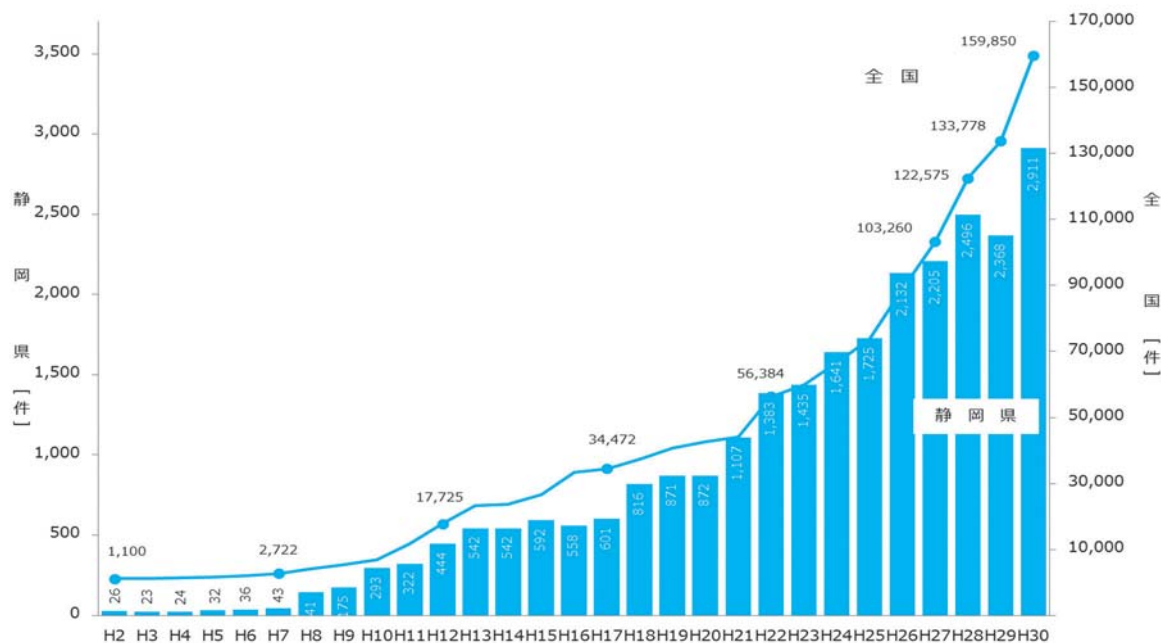


図 2.16 児童相談所における児童虐待相談件数の推移  
(静岡県こども家庭課調べ)

全国の子どもの貧困率は13.9%となり、過去最悪だった前回の調査から2.4ポイント改善しましたが、依然として約7人に1人の子どもが貧困状態にあるとされています。

また、ひとり親世帯の貧困率も50.8%となり、前回よりも改善が見られましたが、約2人に1人が貧困状態という厳しい状況にあります。

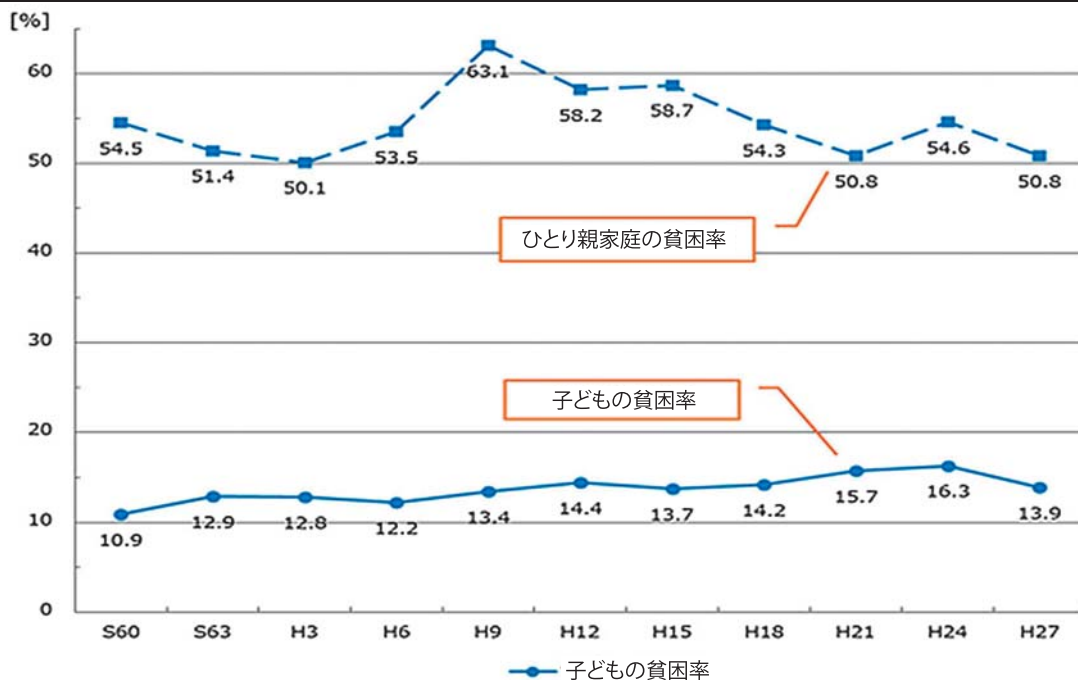


図 2.17 子どもの貧困の状況  
(出典：厚生労働省「平成28年国民生活基礎調査」)

## 1 調査の目的

「第2期ふじさんっこ応援プラン」の策定にあたり、少子化対策を進める上での基礎資料として、県民の子育てや結婚などについての意識を把握するために実施したものの。

## 2 調査の設計

- |            |                      |
|------------|----------------------|
| (1) 調査地域   | 静岡県全域                |
| (2) 調査対象者  | 静岡県内在住の20歳から44歳までの男女 |
| (3) 対象数    | 3,000人               |
| (4) 抽出方法   | 全市町の選挙人名簿から無作為抽出     |
| (5) 調査方法   | 郵送配布・回収（郵送調査法）       |
| (6) 調査期間   | 令和元年7月1日～7月24日       |
| (7) 回収数(率) | 1,094票（36.5%）        |

## 3 調査の事項

- (1) 子育てについて  
子育てに対する意識（不安感・負担感）、重視する子育て支援施策 等
- (2) 少子化問題について  
少子化が社会に与える影響
- (3) 仕事と子育ての両立について  
育児休業の取得、仕事を辞めた（継続した）理由、職場に求める出産・子育て支援策
- (4) 婚姻状況について  
結婚希望の有無、結婚・独身生活の良い点
- (5) 子どもについて  
子ども数（理想、予定、希望）、子どもを持つ（持てない）理由 等

## 4 調査の結果

静岡県ホームページに掲載

<http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-130/ishiki.html>

## 「静岡県子どもの生活アンケート」の概要

### 1 調査の目的

「第2期ふじさんっこ応援プラン」の策定にあたり、子どもの貧困対策を進める上での基礎資料として、県内の貧困の状況にある子どもや家庭の実態を把握するために実施したもの。

### 2 調査の設計

- |            |  |
|------------|--|
| (1) 調査地域   | 静岡県全域  |
| (2) 調査対象者  | 静岡県内の小学生（5年生）及び中学生（2年生）並びにその保護者                              |
| (3) 対象数    | 10,000人  |
| (4) 抽出方法   | 静岡市・浜松市：住民基本台帳から無作為抽出<br>上記以外の市町：調査対象とする小中学校を無作為に選定し調査対象者を抽出 |
| (5) 調査方法   | 静岡市・浜松市：郵送配布・回収（郵送調査法）<br>上記以外の市町：学校配布・学校回収                  |
| (6) 調査期間   | 令和元年7月10日～8月31日  |
| (7) 回収数(率) | 子ども票 3,389件（67.8%）保護者票 3,385件（67.7%）                         |

### 3 調査の事項

<子ども票>

#### (1) 健康のことについて

健康状態、身長・体重、就寝時刻、歯みがきや入浴の頻度、虫歯の状況、病気の際の対応

#### (2) ふだんの生活のことについて

朝食の摂取頻度、食事を一緒に食べる人、放課後の過ごし方、所有物、地域との関わり 等

#### (3) 学校や勉強のことについて

学校生活での楽しみ、勉強の理解度、将来の進学希望

#### (4) ふだん感じていること

自己肯定感、悩み事や相談相手の有無、いじめや不登校の経験、各種支援施策の利用意向

<保護者票>

#### (1) ご家族について

世帯の状況（世帯構成・人数等）、保護者の状況（健康状態・就労状況・最終学歴） 等

#### (2) 世帯の経済的な状況について

世帯の手取り収入、暮らしの状況

#### (3) お子さまとの関わり、習慣について

子どもの基本的な生活・学習習慣、習い事の状況、保護者が希望する子どもの進学先

#### (4) 子どもを取り巻く環境・子育ての悩みについて

子どもへの機会等の提供、経済的困窮の経験、悩み事や相談相手の有無

#### (5) 各種支援・サービスについて

公的な支援制度の利用状況や情報の入手方法、各種支援施策の利用意向 等

### 4 調査の結果

静岡県ホームページに掲載

<http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-140/kokatei/index.html>

### 「地域子ども・子育て支援事業」として法定されている 13 の事業

#### (1) 利用者支援事業

子ども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

#### (2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

#### (3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

#### (4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

#### (5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

#### ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）

要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業

#### (6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））

#### (7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

#### (8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

#### (9) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業

#### (10) 病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業

#### (11) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

#### (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業

#### (13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業



持続可能な社会の実現を目指し、2015年9月に国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」では、2030年に向けて、すべての国々に普遍的に適用される17の目標に基づき、経済・社会・環境をめぐる広範な課題への統合的な取組が求められています。

### SDGsの17の目標

- ① あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
- ② 飢餓を終わらせ、食料安全保障と栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
- ③ あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
- ④ すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
- ⑤ ジェンダー（社会的・心理的性別）の平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメント（能力強化）を行う
- ⑥ すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
- ⑦ すべての人々の安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
- ⑧ 包摂的かつ持続可能な経済成長、すべての人々の完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい雇用）を促進する
- ⑨ レジリエント（強靱）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進、イノベーションの拡大を図る
- ⑩ 国内と国家間の不平等を是正する
- ⑪ 包摂的、安全、レジリエント（強靱）で持続可能な都市と人間居住を実現する
- ⑫ 持続可能な生産消費形態を確保する
- ⑬ 気候変動とその影響を軽減するための緊急対策を講じる
- ⑭ 持続可能な開発のために海洋資源を保全し、持続的に利用する
- ⑮ 陸上生態系の保護・回復・持続的な利用、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地の劣化の阻止・回復、生物多様性の損失の阻止を促進する
- ⑯ 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会の促進、すべての人々の司法へのアクセス提供、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度の構築を図る
- ⑰ 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

